

事例項目	所得情報にかかるデータの入力漏れにより、国民健康保険料等の誤通知に至った事例について
事例発生日等	平成23(2011)年6月
担当課	課税課
事例概要	<p>【平成23(2011)年6月7日】 保険年金課は平成23年度国民健康保険料決定通知書(口座分)全7,159件を発送した。</p> <p>【平成23(2011)年6月8日】 ①保険年金課が手続きのために訪れた市民の平成23年度確定申告にかかる所得情報を、課税課作成のデータベースで確認したところ、データベース上で未申告になっており、その旨を当該市民に伝え、平成23年度の確定申告は済ませているとの返答であったため、保険年金課は課税課に対し状況の確認を行った。 ②課税課が国税連携システム及び市のデータベースを確認したところ、当該市民が提出したものを含め確定申告書178件のデータが、市のデータベースに入力できていなかった。</p> <p>【平成23(2011)年6月9日】 課税課が当該データベースを使用し業務を行っている関係各課への影響を調査したところ、国民健康保険及び後期高齢者医療にかかる業務への影響を確認した。 ・国民健康保険料については、平成23(2011)年6月1日時点の所得情報で算定し、平成23(2011)年6月7日に口座振替対象者に対し保険料の通知書を発送しており、128世帯の国保データに影響があり、うち32世帯に対し、誤った所得情報のまま国民健康保険料を算定し、実際の保険料より少ない額で通知していることが分かった。 ・後期高齢者医療については、2世帯に所得申告の未申告通知書を誤って送付していた。</p>
	<p>【平成23(2011)年6月8日】 課税課は、入力が漏れていた確定申告書178件のデータ入力作業を行った。</p> <p>【平成23(2011)年6月9日】 保険年金課から、誤通知をしたすべての対象者に順次電話により謝罪するとともに事情説明を行い、電話にて連絡がつかない5世帯については10日より随時訪問することとした。 後期高齢者医療にかかる未申告通知書については、電話により事情を説明し2世帯とも了承を得た。</p> <p>【平成23(2011)年6月10日】 課税課が、各報道機関に、本件にかかる報道資料の提供を行った。 【資料(2)―29―1】 担当職員に対し口頭にて嚴重注意を行った。</p> <p>【平成23(2011)年6月11日～14日】 保険年金課による電話連絡が取れなかった5世帯について課税課職員とともに自宅訪問し、6月14日までに32世帯すべてに謝罪と事情説明を終える。 訪問又は郵送により通知書の差し替えを行った。【資料(2)―29―2】</p>
発生原因	今年度より、確定申告書を国税庁より電子データにて提供を受けるため、基幹システムの仕様の変更を行い、門真税務署以外の確定申告書にかかる電子データについては他市分との混在を確認するため、別途リストを出力し、担当者が確認のうえ端末機より個別に入力することとしていたが、担当職員の認識不足及び内容確認する体制が十分でなかったため、未入力であることが発見できなかった。
再発防止対策	① 国税庁からの電子データを受信する端末機の操作及び確認方法等を指導する。 ② 複数の職員でチェックするなど体制強化を図る。
添付資料	【資料(2)―29―1】…新聞報道記事 【資料(2)―29―2】…差し替え時に同封した謝罪文